

2021.5.6

中国風険消息<中国関連リスクニュース> <2021 No.1>

<事例紹介> 著作権侵害による訴訟にご注意ください

【要旨】

- 本稿では、ある日系会社に民事起訴状が届き、突然に著作権侵害訴訟の当事者となった事例の顛末を紹介する。
- 少額の著作権侵害訴訟を大量に提起する手法は、少なくとも数年前より中国全土で発生しており、一部マスコミがその手法を批判的に紹介する等、社会的に関心を集めている。
- 悪意なく他者の著作権を侵害し、同様の紛争に至ることがないように、社内教育、自社コンテンツのチェック等を実施することをお勧めする。

1. 著作権を侵害したとする起訴状の受領

中国でコロナ禍が本格化する直前にあたる 2020 年 1 月、ある日系会社 A に対し、人民法院（裁判所）から送達回証（日本でいう内容証明郵便にあたる）で民事起訴状が届いた。申立人は写真・動画素材を販売する映像会社 B であり、会社 A に対して以下の対応を求める内容であった。

（請求内容）

- ①会社 A は、著作権の侵害を停止せよ
- ②会社 A は、著作権の侵害について全国公開で謝罪せよ
- ③会社 A は、会社 B に対して、7,000 人民元（約 11.7 万円）を賠償せよ
- ④会社 A は、会社 B の弁護士費用として 3,000 人民元（約 5 万円）を支払え
- ⑤会社 A は、訴訟費用を負担せよ

起訴状には、一枚の写真（拡声器で何かを呼び掛けるスーツ姿の男性）と、会社 B が版權局（著作権の管理機関）にこの写真の著作権登録を行った際の登記証書が添付されていた。また、会社 A が会社 B の著作権を侵害した証明として、会社 A のウェブサイトにもその写真が掲載されている画面コピーも添付されていた。あわせて、人民法院からの通知として、訴状送達から約 1 か月後の 2 月某日に裁判所に出廷し、調解（日本でいう調停にあたる）に参加するよう指示書が同封されていた。

会社 A は、まもなく春節休暇を迎え、休暇明けにはすぐ出廷しなければならない中、急な対応を迫られることとなった。会社 A が確認したところ、2010 年から 2018 年にかけて自社のウェブサイトの問題の写真を使用していたこと、2018 年にウェブサイトを刷新し、現在はその写真は使用していないことがわかった。また、過去のウェブサイトは、掲載する写真やイラストの選定も含め、市内のあるウェブサイト制作会社に委託して作成したものであった。写真の出典を確認するため、当時のウェブサイト制作会社に連絡を試みたところ、その会社はすでに事業を停止しており、「その写真に著作権上の問題がないこと」を立証するのは極めて困難であることもわかった。さらに、会社 A の内部にも、2010 年時におけるウェブサイト制作会社との業務委託契約や、コンテンツ作成の経緯について詳細を把握している社員や記録も残っておらず、どのような経緯を経て問題の写真に掲載したのか、著作権に関する事前確認を実施したのか等については確認できなかった。

2. 少額の著作権訴訟を大量に提起する手法

会社 B とはどのような会社だろうか。会社 B のウェブサイトを見ると、人物や風景といった多数の写真・動画素材を販売する会社であることがわかる。写真素材 1 枚当たりの販売価格は種類や解像度により異なるが、静止画像の場合、概ね 1 枚 1,000~2,000 人民元（約 1.7~3.4 万円）で販売されている。

中国の検索サイトで会社 B を検索すると、「会社 B から著作権侵害で訴えられた」という内容の検索結果が多数表示される。個人ブログのような文章もあれば、新聞の論評記事、弁護士による解説と思われる文章もある。個々の文章の真偽は不明であるが、そこに記載されている会社 B の手法は、会社 A に対する事例と概ね同じであった。つまり、請求額は、数千~10,000 人民元（約 17 万円）程度と、会社間で争う金額としては低めであり、経済合理性の観点で見ると、会社 A は事実関係や請求額の妥当性について徹底的に争うスタンスは取りづらいと思われる。

中国では、政府が収集した国内企業の信用情報を自由に閲覧できる信用サイトが広く利用されている。サイトの検索欄に会社名を入力すると、その会社の登記情報、行政処罰歴、保有している訴訟件数等を把握できる。ここで会社 A が会社 B を検索したところ、会社 B は従業員 50 人未満の比較的小規模な法人であるが、ここ数年は毎年 2,000 件以上の訴訟を原告として提起しており、訴訟の提起場所はほぼ全国に及ぶこと、調査時点で 14,000 件以上の訴訟案件を抱えていること等がわかった。

3. 弁護士への相談

会社 A が会社 B からの請求内容を精査したところ、以下のように不自然・不合理と思われる点が見つかった。

①写真の著作権登録のタイミング

会社 A は 2010 年から問題の写真を自社のウェブサイトに掲載していたが、起訴状に添付された登記証書によると、会社 B が写真の著作権登録を行ったのは 2016 年である。写真が撮影された当初（少なくとも 2010 年以前のはず）から会社 B の所有物であったとすると、なぜ 6 年以上も著作権の登録を行わなかったのか。もともと著作権が不明な状態でネット上にあった写真を、会社 B が事後的に自社の著作物として登録を行った可能性があるのではないか。

②起訴のタイミング

会社 A が問題の写真をウェブサイトに掲載していたのは、2018 年までであるため、会社 B がウェブサイトの画面コピーを取得したのは 2018 年以前であるはずである。会社 B は、2018 年までに会社 A による著作権侵害の事実を把握したとして、なぜ 2 年以上たってから訴訟を提起してきたのか。あえて時効が成立しない期間内で時間を空け、会社 A における記憶・記録の風化を待ったのではないか。会社 B が機械的・組織的に大量の訴訟を提起していることを裏付けるものではないか。

会社 A は、上記のような点を足掛かりに会社 B の請求に対抗する方法を探りたいと考え、懇意にしている弁護士に意見を求めた。弁護士の見解は以下のとおりであった。

（弁護士の見解）

- ・同様の手法による著作権訴訟事例は多数報告されており、驚くには値しない。
- ・会社 B が写真の登記証書を有している以上、上述の通り時系列的に不合理と思われる点があったとしても、会社 B の主張を覆す証拠を提示できない限り、写真の著作権は会社 B にあると認めざるを得ない。

- ・会社 A としては、問題の写真を著作権者の許可を得て使用したことを立証できない以上、訴訟で争っても主張が認められる可能性は低い。請求額が少額であることを踏まえ、会社 B と値引き交渉を行った上で和解を目指すのが現実的である。
- ・会社の主目的は金銭の獲得である可能性が高く、金銭面で折り合いが付けば、「全国公開での謝罪」は和解の条件から容易に外すことができると思われる。

4. 和解の成立

会社 A は、人民法院での調解に臨むにあたり、弁護士の見解を踏まえて、日本本社と対応方法を協議した。この際、選択肢として検討されたのは、次の①～④であった。

- ①著作権侵害の事実を認め、原告の請求に応じる。
- ②調解に応じ、著作権侵害の事実はない旨を主張して徹底抗戦する。
- ③調解に応じ、金銭の支払いによる和解を図る。
- ④調解に応じない。(人民法院からの通知を無視する)

このうち、④は即座に退けられた。責任ある会社として不誠実な対応を取るべきではないという理由に加え、中国の司法制度では調解が不調に終わった場合には仲裁または訴訟手続が行われることになり、最終的な解決とならないためである。次に、②も選択肢から除外された。弁護士の見解にもある通り、問題の写真を使用したウェブサイト制作会社が既に存在しない以上、著作権侵害の事実はないことを立証するのは事実上不可能と思われたためである。続いて①も選択肢から除外された。全国公開での謝罪は、会社 A にとってレピュテーションの低下につながる恐れがあるほか、弁護士の見立てに従えば、原告は金銭面での交渉による和解に応じる可能性が高いと推測したためである。こういった検討を踏まえ、③の方針で進めることとなった。

会社 A は人民法院での調解にあたっては、費用面を考慮して弁護士への委任は行わず、自社社員が出廷することとした。本来は会社の代表たる総経理（会社 A では日本人）が出廷することが望ましいが、公式な場での臨機応変な判断が必要となる交渉に対応するにおいては、必ずしも中国語に堪能でない日本人では言葉の面で不安が生じるほか、中国人同士で対応した方が、調解人にとっても調整がしやすく、交渉がまとまる可能性が高いと判断したためである。

調解の期日は、2月中旬の某日であった。しかし、この頃には新型コロナウイルスの感染が全国に拡大し、中国国内のほとんどの会社は休業を余儀なくされており、人民法院も例外でなかった。会社 A は人民法院に対して、調解が予定通り開催されるか数度にわたって電話で照会したが、電話への応答がない時期が数日間続いた。ようやくつながった電話で人民法院から得られた回答は、「調解は当面実施できないので、当事者間で直接交渉して解決せよ」といった内容であった。

会社 A は、人民法院の指示に従って、会社 B の代理人弁護士へ直接連絡を取り、金銭の支払いによる和解を申し入れた。民事起诉状にある請求額は、総額 10,000 人民元（約 17 万円）であったが、会社 A は、金額交渉のたたき台として、請求額の約 1/3 にあたる 3,500 人民元（約 6 万円）を提示し、そこからの交渉を試みた。これに対して、会社 B の代理人弁護士から特に反論はなく、会社 A の初回提示額であっさりと合意に至った。その後、当事者間で和解協議書を取り交わし、金銭を支払って解決となった。

この顛末より、会社 B は少額の賠償金（和解金）を多数の相手方から獲得することを目的として、大量の訴訟を提示しているため、もとより個々の案件の賠償額の多寡には強いこだわりはないことが強く推測された。なお、会社 B は、原則として調解手続きは相手方（今回のケースでは会社 A）の住所地で実施しなければならないことを踏まえ、被告側の住所地の弁護士に、案件対応を委託していた。人民法院へ出向く交通費等を節約することが目的と思われる。会社 B は、中国全土で同様の訴訟を提起し

ていることから、多数の訴訟に同時に対応するために、全国的に弁護士ネットワークを構築しているものと推測される。

5. 会社としての対策

最後に、会社 A の事例を他山の石として、どうすればこのような訴訟リスクが回避できたかについて、3つの観点で提言する。

①写真やイラストの使用に関する社員教育

中国では著作権の保護に対する意識が日本と比較するとやや希薄であり、著作権が第三者に帰属する可能性がある写真やイラスト、会社ロゴやブランドマーク等が安易に二次利用されているケースが散見される。本稿で紹介したような訴訟が多発している現状も踏まえ、安易にネット上にある画像を転用しないこと、どうしても利用したい場合には、著作権者の事前許可を得ることの必要性について、社員教育を徹底したい。また、第三者が作成した文章やデータを引用するときには、必ず出典を明記するといった基本的な対応も含めて、社内ルールを整備したい。

②自社のウェブサイト・発行物にある写真やイラストの確認

第三者の著作権を侵害する恐れのある著作物は、いかなる媒体であるかを問わず利用すべきでないことは言うまでもないが、訴訟リスクに着目すると、不特定多数が閲覧できるウェブサイトや SNS は特に注意が必要である。著作権者にとって広範囲に検索することが容易である上、証拠を保全しやすいからである。

本稿で紹介した事例で、会社 A が和解を選択せざるを得なかった要因の一つは、2010 年にウェブサイトを作成する際に、著作権上の問題がない写真を使用していることを立証できない状況であったことである。少なくとも現時点で使用しているウェブサイト上の写真・イラスト等については、著作権上の問題がないことを確認しておきたい。必要に応じてウェブサイト制作会社にも協力を求めることが必要となる。また、ウェブサイト等のコンテンツ作成を外部業者に外注する際には、外部業者との間で締結する業務委託契約の中で、「外部業者は、第三者の著作権を侵害する著作物は使用してはならない。万一、第三者より著作権侵害の賠償請求を受けた場合には、外部業者が一切の責任を負う」といった条文を盛り込むことも検討したい。

③写真やイラストのライセンス購入

ウェブサイトや各種資料を作成するにおいて、著作権フリーの写真やイラストのみを用いて、独自性のあるコンテンツを作成するのは困難なケースも多いと思われる。伝えたい内容にふさわしい写真・イラストを合法的に利用する手段として、正当な著作権を有する写真・映像素材の業者から購入して利用することも検討したい。こういった業者としては、日本ではアフロやゲッティが有名であるが、中国では「千図網」等、類似の業者が存在する。年会費 1,000 人民元（約 1.7 万円）ほどで、大量にストックされた画像やイラストを安心して利用できる。

参考：在中国日本国大使館 HP 中国の民事訴訟について

中国での事業におけるリーガル・リスク・マネージメントに関する調査報告書
(国際協力銀行 中堅・中小会社支援室)

執筆：インターリスク上海 董事総経理 飯田 剛史

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

中国進出会社さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 MS & ADインターリスク総研 総合企画部 国際業務グループ
TEL. 03-5296-8920 <https://www.irric.co.jp/>

インターリスク上海は、中国 上海に設立されたMS & ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスをご提供しております。

お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問合せ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 瑛得管理諮詢（上海）有限公司（日本語表記：インターリスク上海）
上海市浦東新区世紀大道 100 号 環球金融中心 34 階 T10 室-2
TEL: +86-(0)21-6841-0611（代表）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して会社のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2021